

広 告 掲 載 仕 様 書

◆印刷物について

名 称	ご遺族のための手続きガイド 福岡市中央区版 令和9年度
規 格	A4 判 36 ページ(うち広告 10 ページ)
紙 質	上質紙90kg
カラー	フルカラー
発行部数	1,900 部
発行頻度	年 1 回
発行日	令和9年 7 月 1 日
配付期間	令和9年 7 月 1 日～令和 10 年6月 30 日
配付対象者	中央区内に住所がある人の死亡届の届出者及び遺族
配付エリア	中央区内
配付方法	1.中央区内に住所がある人の死亡届提出時に届出者へ配付。 2.中央区市民課に設置している「ご遺族サポート窓口」の相談者へ配付。 3.福岡市 HP に電子データ(広告ページを除く)を掲載。 4.福岡市 HP に落札者が用意した電子カタログページのリンク設置(広告ページ含む)。
内 容	別添「ご遺族のための手続きガイド 福岡市中央区版 令和9年度」仕様書のとおり
セールス ポイント	死亡に伴う様々な手続(申請・届出)に必要なものをまとめている。
発行元	中央区市民部市民課

【参考】表紙画像(令和8年7月発行分)



◆広告掲載要件

- ※ 福岡市広告事業実施要綱及び同実施要領を遵守して下さい。
- ※ 広告掲載枠は 1 枠 A4 サイズ、後ろ寄せ(うち、1 枠表紙裏)、10 ページまでにして下さい。
- ※ 広告掲載内容について事前に審査を行うため、「福岡市広告事業実施要領」に基づき「広告掲載承認願兼検査調書」の提出が必要です。

◆申込について

申込対象	広告代理店
申込方法	・申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参して下さい。 ・市登録業者の方は、登録番号を記入してください。市登録業者の方は、添付書類の提出は不要です。 ・市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書(提出日前 3 か月以内に発行された原本)、会社の商業登記簿謄本(提出日前 3 か月以内に発行された原本)、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に本市が行った他の広告公募にお申し込みの際に提出済みの場合は、添付書類の再提出は不要です。 ※市登録業者以外の方で、市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近 2 年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前 3 か月以内に発行された原本)もあわせて提出してください。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参して下さい。 イ郵送の場合 (1)郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行ってください。 i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可) ii 総務省の認可を受けた信書便事業者が行う信書便で、かつ本局の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2)応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きして下さい。 ※電子メールでの提出はできません。
申込締切	ア 直接持参の場合:令和8年 10 月9日(金) 15 時 イ 郵送の場合 :令和8年 10 月8日(木)＜必着＞
広告料金	最低予定価格:設定なし 広告料金は、広告代理店から市にお支払いいただく金額(税込)で、制作費などは含まれません。 支払予定時期:令和9年7月頃
選定基準	0 円での入札もできますが、原則として、最も高い広告料金をご提示いただいた広告代理店を選定します。 複数の代理店より最も高い希望広告料をご提示いただいた場合、くじにより選定します。くじを行う日時は対象者へ別途お知らせします。

申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当:大熊 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1 10 階 TEL 092-711-4579 / FAX 092-711-4833 E メール zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp
媒体に関する 問合せ先	中央区市民部市民課 担当:西田、久江 〒810-8622 福岡市中央区大名 2-5-31 TEL 092-718-1023 / FAX 092-733-4840 E メール shimin.CWO@city.fukuoka.lg.jp

「ご遺族のための手続きガイド 福岡市中央区版 令和9年度」仕様書

1. 名称

ご遺族のための手続きガイド 福岡市中央区版 令和9年度

2. 事業目的

中央区内に住所がある人が亡くなった時に、資格確認書の返却や年金等の様々な手続きが必要となるため、中央区役所での各種手続きがスムーズに進められるよう「ご遺族サポート窓口」を設置している。

その窓口案内時や死亡届の届出人に配付するため作成するもの。

3. 内容等

(1)内容

広告事業者は、冊子の作成・印刷・製本及び納品場所への配送を行う。掲載する行政情報については、福岡市よりワード、エクセル等の電子データで提供する。

冊子の作成・印刷・製本及び納品に伴う送料等に係る費用は広告事業者が全額負担するものとし、現物を福岡市に納品することで広告料収入とするもの。

(2)成果物

①ご遺族のための手続きガイド 福岡市中央区版 令和9年度 1,900 部

②電子データ一式

4. 仕様

(1)規格 A4 判 36 ページ(うち広告 10 ページ)

(2)紙質 上質紙 90kg

(3)カラー フルカラー

(4)掲載内容 行政情報及び協賛広告、相続登記義務化情報

5. 作成スケジュール

(1)入稿 令和9年2月初旬～中旬

(2)校正 3 回(ただし最終校は 2 校での校正部分の確認のみとする。)

(3)納期 令和9年6月下旬

6. 納品場所

中央区市民部市民課

7. 配付

(1)配付期間

令和9年7月1日～令和10年6月30日

(2)配付対象者

中央区内に住所がある人の死亡届の届出人及び遺族。

(3)配付方法

- ①中央区内に住所がある人の死亡届提出時に配付。
- ②中央区市民課に設置している「ご遺族サポート窓口」の相談者へ配付。
- ③福岡市 HP に電子データ(広告ページを除く)を掲載。
- ④福岡市 HP に決定事業者が用意した電子カタログページのリンク設置(広告ページ含む)。

8. 広告掲載要件

- (1)福岡市広告事業実施要綱及び福岡市広告事業実施要領に準じる。
- (2)広告掲載枠は1枠A4サイズ、後ろ寄せ、10ページまでとする。
- (3)広告掲載内容について事前に審査を行うため、「福岡市広告事業実施要領」に基づき「広告掲載承認願兼検査調書」の提出が必要となる。

9. 備考

- (1)掲載面やレイアウトについては、市と協議の上決定する。行政情報の掲載情報については、福岡市から提供する。
- (2)広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、福岡市に帰属するものとする。その他の内容に関する著作権は、広告事業者に帰属するものとする。
- (3)広告事業者は、納品日から配付終了までの期間において、落丁及び乱調などがあれば、必要に応じて差替を行うものとする。
- (4)全ての内容は、関係法令で定める基準を遵守したものでなければならない。
- (5)広告事業者は、制作にあたり全般にわたって福岡市と連絡、調整しながら行うものとする。
- (6)この仕様書に明記されていない事項または業務上疑義が生じた場合は、福岡市と協議し進めるものとする。